NEWS RELEASE

千葉 興業銀行

平成29年8月7日

70歳以上のお客さまのATMでの当行キャッシュカードによる お振込の一部制限について

株式会社千葉興業銀行(頭取 青柳 俊一)は、ATMでの当行キャッシュカードによるお振込を一部制限することとしましたので、お知らせいたします。

全国的に多発している金融犯罪の対策として、当行ではこれまでに窓口での現金お引き出しの際の声かけやATMでの注意喚起画面の表示等を行ってまいりました。

しかしながら、お客さまをATMに誘導して預金を振り込ませる「還付金詐欺」は多発していることから、一部のお客さまについて下記のとおり制限させていただくこととしたものです。

記

1. 対象となるお客さま

70歳以上で、過去3年間(※) ATMでの当行キャッシュカードによるお振込のご利用がない個人・個人事業主のお客さま。

- (※) ATMでの当行キャッシュカードによる最終のお振込があった月を1ヶ月目とし、36ヶ月目の月末までを3年間といたします。
- 2. 制限の内容

ATM(当行、振込取引可能な他行)での当行キャッシュカードによるお振込ができなくなります。

3. 実施日

平成29年10月11日(水)

- 4. キャッシュカードによるお振込をご希望されるお客さま 平成29年10月11日(水)以降、当行本支店の窓口にてキャッシュカードによる お振込ができるようにお手続きいたします。
- 5. その他

平成29年8月8日(火)より68歳以上のお客さまに振込制限のお知らせ(※下記参

照)

をATM画面表示いたします。

当行は、地域金融機関として金融犯罪撲滅に向けた取組み等、地域のお客さまのお役に立つ活動を実施しており、これからも継続してまいります。

以上

※振込制限のお知らせ

●ご注意

平成29年10月11日 (水) より、年齢が70歳以上で、 過去3年間ATMでキャッシュカードによるお振込がない お客さまは、キャッシュカードによる<mark>お振込ができなくなります</mark>。

詳しくはお取引店へお問い合わせください。

₩ ちば興銀